

東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画

令和7年1月（改訂）

東久留米市

計画の改訂について

「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」では、直営の学童保育所における安定的な事業の継続という課題と民間による運営のノウハウを活かして育成内容の充実を図ることなどについては、民間活力を導入することによって対応し、業務委託による運営状況や学童保育所を取り巻く状況を考慮しながら、業務委託の拡大等について、引き続き検討していくとしています。

こうした中、令和6年4月からの第三小学校区の中央第一・第二学童保育所、神宝小学校区の神宝学童保育所への民間活力導入について、その振り返りを行ったところ、令和2年度及び令和4年度に実施した振り返りと同様に、業務委託の初年度から適切かつ利用者満足度の高い育成支援を行えていることが分かりました。

については、「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」を踏まえ、更なる学童保育所への民間活力の導入についての具体的な考え方を示すため、本計画を改訂します。

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2

第2章 民間活力の導入について

- 1 民間活力の導入に向けた基本的な考え方 2
- 2 民間活力の導入計画 4
- 3 業務委託内容 5

第3章 令和6年度からの学童保育所への民間活力導入の振り返りについて

- 1 安定的な事業の継続からの振り返り 9
- 2 事業者選定からの振り返り 9
- 3 引継業務からの振り返り 10
- 4 利用者満足度からの振り返り 11

別紙1 「放課後児童支援員の国基準の資格要件」 12

別紙2 「学童保育所利用者アンケート（令和6年度）集計結果」 13

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

市内の学童保育所を全て直営で運営していた平成30年11月、学童保育事業（放課後児童健全育成事業）における新たな運営案として、「安定的な事業の継続性を確保しながら、利用する児童の保護者から求められている延長育成を実施するためには、民間活力の導入が考えられる」とした庁内プロジェクトチームからの報告を受け、検討を重ねながら、令和元年8月に「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（以下、「運営方針」といいます。）」を策定しました。

この運営方針を踏まえ、学童保育所への民間活力の導入に向けた具体的な行動計画を示す「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画（以下、「本計画」といいます。）」を策定し、令和2年4月からは、2校区3学童保育所（第六小学校区の金山学童保育所、第九小学校区のくぬぎ第一・第二学童保育所）において、業務委託による学童保育所運営を開始し、当該学童保育所では延長育成を合わせて実施しています。また、この間、学童保育所の職員（放課後児童支援員）の資格要件を国の省令に合わせ運用しています。

その後、令和4年4月からは3校区5学童保育所（第一小学校区の前沢第一・第二学童保育所、第十小学校区の柳窪第一・第二学童保育所、本村小学校区の本村学童保育所）において、業務委託による学童保育所運営を開始し、この民間活力導入と合わせて、直営の学童保育所においても、延長育成を開始しています。また、延長育成というサービスの拡大を機に、育成及び延長育成の時間を通じて、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」といいます。）に基づき、直営の学童保育所の職員体制を見直し、支援の単位として、おおむね40人ごとに2人の職員体制で運営しています。

こうした学童保育所への民間活力の導入などの進捗により、運営方針策定前後で学童保育所の運営状況に変更が生じている内容があることから、令和4年11月に運営方針を改訂しました。

改訂した運営方針では、直営の学童保育所の運営を担う会計年度任用職員（専門職）の採用をめぐっては、労働力不足などを背景に、今後も困難な状況が見込まれるなか、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということが引き続き課題であるとしています。また、民間活力を導入した学童保育所では、事業者の持つ多様な人材確保策の中で、様々な任用形態や運営形態などの民間のノウハウが活かされ、人員体制が整えられたうえで、延長育成を含めた安定的な事業の継続という課題に対応することができていることから、安定的な事業の継続という課題と民間による運営のノウハウを活かして育成内容の充実を図ることなどについては、民間活力の導入により対応するとし、業務委託による運営状況や学童保育所を取り巻く状況を考慮しながら、業務委託の拡大等について、引

き続き検討していくとしています。

この運営方針に基づき、業務委託の拡大等についての検討を踏まえ、本計画では、学童保育所への民間活力導入に向けた具体的な行動計画を示します。

本計画の策定にあたっては、次の事項を基本的な考え方としています。

- ①放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校（以下、「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下、同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業であること。
- ②放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブ（学童保育）は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めること。
- ③放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブ（学童保育）は、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担うこと。

2 計画の位置付け

本計画は、「東久留米市財政健全経営計画（実行プラン）」に示された「学童保育所の安定的な事業運営」を具現化するとともに、運営方針に基づく実施計画として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 12 年度までとし、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

第 2 章 民間活力の導入について

1 民間活力の導入に向けた基本的な考え方

直営の学童保育所における安定的な事業の継続という課題と民間による運営のノウハウを活かして育成内容の充実を図ることなどについては、民間活力の導入により対応することとします。

民間活力の導入にあたっては、学童保育所の施設管理や学童保育所費の徴収を引き続き

市が行っていく方針であることから、業務委託の方式をとります。

委託事業者の選定は、公募型プロポーザルにより行います。地方公共団体における物品又は役務の調達には、原則として競争入札により行うこととされています。しかし、専門性が高い調査業務などを委託する場合には、単に価格が安い事業者等と契約したのでは、期待した結果が得られない可能性もあります。プロポーザル方式は、こうした場合に複数の事業者等から対象の業務に対する新たな発想や課題の解決方法などについて提案書の提出を求め、これを実績、専門性、技術力、創造性等価格以外の要素も含めて審査することにより、委託業務等の履行に最も適した契約の相手方を特定する方式です。これにより特定した事業者等と協議・調整の上で仕様書を作成し、随意契約を締結していくこととなります。

事業者を選定する過程において、学童保育所の運営実績、財務状況、職員の育成・教育及び研修体制などを厳正に審査し、学童保育の質の担保をしていきます。

事業者選定にあたっては、庁内に審査委員会を設置し、委員には外部の学識経験者等を委員に加え、審査を行います。

なお、複数校区で導入する業務委託は、複数の学童保育所を同一の事業者が運営することによって、スケールメリットによるコストの削減が見込めることから、同一の事業者によるものとします。運営にあたっては、条例に基づき、支援の単位として、おおむね40人ごとに2人の放課後児童支援員を配置するものとします。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができます。また、幅広い人材の活用の観点から、国の基準に合わせた資格要件（別紙1参照）を適用します。

事業者の選定においては、厚生労働省が示す「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、事業者から研修計画について提案を求め、研修計画や研修内容を考慮して選定を行います。

また、研修の実施状況については、提出された研修計画の履行状況について確認していきます。このような取り組みを通して、研修の充実を図り、民間事業者の職員の資質向上に努めていきます。

引継ぎは、施設の責任者となる職員などが、2月より勤務予定の学童保育所にて行います。引継ぎの内容は、学童保育所の年間行事予定・月間予定の確認、平日・土曜日・学校休業日の1日の流れの確認、災害時・緊急時の対応や避難経路の確認、施設・設備の日常の安全点検についての確認、学校などの関係機関との連携及び状況共有体制の確認、育成日誌・育成記録や報告書等の書類作成についての確認などを行います。3月においても施設の責任者となる職員などが引継ぎを行いながら、月の後半には、4月から勤務することとなる職員が、勤務予定の学童保育所に赴き、児童との顔合わせを行います。このように、

現行の運営状況を確認する機会を設けながら、民間のノウハウも活かした業務の引継ぎを行っていきます。

2 民間活力の導入計画

(1) 民間活力の導入実績

令和2年4月から第六小学校区の金山学童保育所、第九小学校区のくぬぎ第一・第二学童保育所に、令和4年4月から第一小学校区の前沢第一・第二学童保育所、第十小学校区の柳窪第一・第二学童保育所、本村小学校区の本村学童保育所に、令和6年4月から第三小学校区の中央第一・第二学童保育所、神宝小学校区の神宝学童保育所に民間活力を導入しました。

(2) 新たに民間活力を導入する時期について

令和8年4月

業務委託の契約期間については、安定的に長期間において育成支援を行えるように、運営方針に沿って、5年間の長期継続契約とします。

(3) 導入校区・学童保育所について

- ・第七小学校区 滝山第一・第二学童保育所
- ・南町小学校区 南町学童保育所

平成31年（令和元年）度から令和5年度の5年間に於いて、自己都合による退職者が平均すると1年あたり約7名いるなかで、会計年度任用職員（専門職）の採用が困難な状況が継続しています。今後5年間では約35名の退職者が生じると推測でき、このような退職者の状況を考慮して、導入校区・学童保育所については、2校区3学童保育所において民間活力を導入していきます。

新たに民間活力を導入する2校区の選定にあたっては、令和7年4月入所一次申請において、所舎及び特別教室の定員に対して、充足率が低い見込みの学童保育所から、民間活力の導入を行う学童保育所の選定を行いました。

その結果、第七小学校区の滝山第一・第二学童保育所、南町小学校区の南町学童保育所を選定し、業務委託を行うこととしました。

なお、その他の学童保育所への対応については、業務委託による運営状況や学童保育所を取り巻く状況を考慮しながら、業務委託の拡大等について、引き続き検討していきます。

(4) 業務委託経費について

5年間の業務委託を想定しており、2校区3学童保育所の合計額で令和8年度から令和12年度の5年間で5億8,118万7千円と見込んでいます。

業務委託を行う2校区3学童保育所における、光熱費など引き続き市の経費となるものを除いた現行運営経費は、令和5年度決算額から算出した2校区3学童保育所の金額は1億2,022万円で、これをベースに5年間でみると、6億110万円になります。これに、会計年度任用職員の令和7年4月1日時点の報酬額及び期末手当年間支給月数により、現行運営経費から増額となる見込額を含めると、令和8年度が1億4,852万3千円で、令和8年度から令和12年度の5年間で7億4,261万5千円となる見込みです。

(参考) 財政シミュレーション

(単位：千円)

年 度	現行運営経費 に基づく額	会計年度任用 職員制度の増額分 を含めた額A	業務委託経費 B	比較額 B－A
令和8年度	120,220	148,523	116,237	△32,286
令和8年度 ～ 令和12年度 5年間計	601,100	742,615	581,187	△161,428

※千円未満の端数は、切り捨てています。

※現行運営経費とは、令和5年度決算額から算出した2校区3学童保育所の金額をいう。

※令和8年度の業務委託経費については、5年間分の見込み額に基づいて、各年度に割り振ったものです。

3 業務委託内容

(1) 施設概要

・滝山第一・第二学童保育所

受け入れ可能児童数（定員を超える場合あり）

滝山第一学童保育所所舎 定員70名

滝山第二学童保育所所舎 定員40名

特別教室等 2教室

・南町学童保育所

受け入れ可能児童数（定員を超える場合あり）

南町学童保育所所舎 定員 70 名

特別教室等 2 教室

(2) 育成時間

- ・ 登校日（平日／月曜から金曜日） 下校時～午後 6 時
- ・ 学校休業日
（小学校の三季休業期間、学校行事の振替休業日等） 午前 8 時 15 分～午後 6 時
（土曜日） 午前 8 時 15 分～午後 4 時 15 分

(3) 延長育成時間

- ・ 登校日（平日／月曜から金曜日） 午後 6 時～午後 7 時
- ・ 学校休業日
（小学校の三季休業期間、学校行事の振替休業日等） 午後 6 時～午後 7 時
（土曜日） 午後 4 時 15 分～午後 6 時

(4) 休業日

日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日の年末年始および市長が特に必要と認めた日

(5) 業務委託の概要

業務委託においては、関係法令、放課後児童クラブ運営指針、東久留米市学童保育所運営マニュアル等に基づいて、下記の業務を行います。

- ・ 児童への対応
 - ①児童来所前の準備及び児童の来所から帰宅までの育成支援に関すること
児童来所前の活動場所の清掃・点検・整備、活動場所の環境の点検・整備
 - ②児童の遊び及び生活指導、健康管理及び安全確保に関すること
遊具や教材の点検・整備、児童の体調不良・緊急時の保護者への連絡、遊びや生活全般についての共有ルールの周知、児童の遊びの援助・指導、児童の遊びにおける体調管理及び安全確保
 - ③教材の提供に関すること
教材の購入・提供、遊び方等の共有ルールの周知
 - ④児童名簿等、個人情報の適正な管理に関すること
個人情報の適正管理、取得した情報の適正管理
 - ⑤関連機関との連携に関すること

虐待や養育、発達障害支援等の課題の発見、市への報告・相談、こども家庭センター等との連携

⑥児童及び児童の家庭状況等の把握に関すること

児童の個別状況（来所時間・帰宅時間、健康状態、アレルギー、配慮点、兄弟・友達関係、家庭状況、緊急連絡先、保護者要望等）の把握・対応

⑦特別な支援が必要な児童に関すること

児童の遊び、生活指導、健康管理及び安全確保に関する必要な対応

⑧おやつ提供に関すること

おやつ購入・提供、食育指導、アレルギー対応の実施、水分補給のための飲み物の提供、食品・食器等の衛生的管理

⑨児童出欠表の作成及び報告、出欠及び入退室時間の管理に関すること

出席の確認、出欠表の作成・管理、来所時間・帰宅時間の管理

・保護者への対応

①保護者への情報提供に関すること

おたより等による必要な情報提供、支援サービスに関する情報提供

②新規利用者に対する説明に関すること

資料作成、利用方法の説明、新年度利用開始保護者に対する対応

③保護者からの相談に関すること

保護者からの相談対応、市への報告・相談、関係機関へのつなぎ

④保護者との関係づくりに関すること

行事等への参加・協力依頼

⑤保護者との連絡に関すること

連絡帳の確認、必要事項の記載

⑥個人面談に関すること

個人面談の実施、面談内容の記録、市への報告

⑦保護者会に関すること

保護者会の開催及び記録作成

⑧父母会に関すること

父母会がある場合の当該父母会との情報交換、連携

・行事・活動

①行事の企画及び実施に関すること

学童行事の企画・実施、進行管理

・関連機関との連携

①学校との連絡、調整、連携に関すること

地震、災害時における連携、学校行事の見学、必要に応じた情報交換

②関連機関との連携に関すること

こども家庭センター等との情報交換・連携

・危機管理

①日常的施設運営に関すること

児童の活動場所の日常点検の実施、破損等不具合を発見した場合の市への連絡、
応急措置、施設の施設管理

②事故・事件等の発生に対する事前対策

不審者情報の提供・収受、必要な注意喚起、救急薬品の点検・補充管理、医療機
関等の把握、防災・防犯訓練の計画及び実施、近隣や地域の把握

③事故・災害発生後の対応

事故発生時の保護者・市への連絡、応急処置、医療機関への受診、保護者対応、
保険等の手続きに関すること、保護者への迎えの要請、市、警察、消防等関連機関
への通報、事故報告書の作成、市への提出、光化学スモッグ発生時の対応、災害や
事件発生時等の見守り

④感染症への対応に関すること

感染症の感染状況に応じた適切な感染拡大防止対策の実施

・その他

①おたより等の発行に関すること

学童のおたよりの作成・発行・配布

②市の職員との連絡、調整及び情報提供に関すること

市との情報交換の実施

③環境負荷の軽減に関すること

光熱水費・紙等の使用節制、リサイクル品の活用

④日常清掃業務等、施設の衛生管理に関すること

学童保育所内外、トイレ等の清掃、廃棄物の適切な処理

⑤備品に関すること

学童保育所の備品の適切な管理

⑥市への業務報告及び提出に関すること

業務日誌の作成・提出、月間業務報告書の作成・提出、職員月間勤務計画の作成・
提出、鍵の管理、使用責任者・借用書の提出

第3章 令和6年度からの学童保育所への民間活力導入の振り返りについて

1 安定的な事業の継続からの振り返り

安定的な事業の継続からの振り返りについては、①民間活力を導入した学童保育所の職員の配置体制及び緊急時の柔軟な人員体制、②直営の学童保育所職員の募集への応募状況の視点から振り返りを行いました。

民間活力を導入した学童保育所職員の配置体制については、条例に基づき適切な体制が組みられていることに加え、育成支援の内容等に鑑み、必要に応じて当該条例で定める基準を上回る職員シフトを組む等の柔軟な対応が図られました。民間活力を導入した学童保育所では、こうした体制により日々の運営を行っていましたが、育成支援中の事故やケガの発生等といった点において、直営の学童保育所と比較して突出することはなく、安全面についても十分確保されていました。また、緊急時の柔軟な人員体制として、受託事業者において、学童保育所の運営に対応できる人員体制を確保し、支障なく育成支援が行われました。

一方で、直営の学童保育所職員募集への応募状況については、令和6年度には、会計年度任用職員（専門職・アシスタント職）の退職等に伴い、募集を行っていますが、任用に至らないケースがあります。なお、令和5年度においては、待機児童に対応するための特別教室の借用に伴う会計年度任用職員（専門職）の募集を行いましたが、結果として任用に至らない状況がありました。こうしたことから、現下の情勢においても職員の採用が困難な状況が継続しており、安定的な事業の継続という課題の解消には至っていないものと考えています。

2 事業者選定からの振り返り

事業者選定からの振り返りについては、①事業者選定過程、②民間事業者による運営のノウハウを生かした様々な企画提案の実施、③事業者選定時の学童保育の質の確保の視点から振り返りを行いました。

委託事業者の選定は、公募型プロポーザルにより実施し、東久留米市立学童保育所運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で審査を行いました。事業者選定過程は下記のとおりとなります。

◎事業者選定過程

令和5年8月 東久留米市立学童保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要領配布

令和5年9月 第一次審査（書類審査）

令和5年10月 第二次審査（プレゼンテーション審査）

令和5年10月 審査結果通知書発出

令和5年12月 受託事業者と業務委託契約を締結

民間事業者による運営のノウハウを生かした様々な企画提案の実施の点では、事業者のスポーツと遊びの専門チームが定期的に巡回し、様々なスタイルの運動遊び、レクリエーションなどを実施するという、民間事業者による運営のノウハウを活かした新たな取り組みも行われています。

また、学童保育の質の確保については、事業者選定過程で、学童保育所の運営実績、財務状況、職員の育成・教育及び研修体制、運営体制等を企画提案させ、審査委員会でその内容を審査することで学童保育所の質を確保しています。なお、こうした企画提案の内容は、令和6年4月からの運営においても毎月、事業者から提出される月行事計画表及び行事の実施状況表で確認しています。また、希望者に個人面談を実施するなど、児童や保護者に対してきめ細かな状況の把握を行い、学童保育の質の向上に努めています。

以上のことから、令和5年度中に行った翌年4月からの民間活力の導入に向けた事業者選定時の提案等は、適切に運営に反映されているものと考えています。

3 引継業務からの振り返り

引継業務からの振り返りについては、①引継ぎの実施状況、②民間事業者による引継ぎの内容を踏まえた運営、③学童保育所利用者アンケート（令和6年度）結果の視点から振り返りを行いました。

引継業務につきましては、令和6年1月に受託事業者と引継業務委託契約を締結し、令和6年2月～3月の2か月間で実施しました。主な内容としては、「面接」、「育成内容」、「年間行事予定」、「月間予定」、「一日の育成の流れ」、「災害時・緊急時の対応や避難経路」、「施設設備の安全点検」、「学校及び関係機関との連携、情報共有体制」、「危機管理」、「個人情報に関すること」、「保護者への対応」、「事務関係」及び「育成日誌・育成記録や報告書等の書類作成」等について引継ぎを行いました。面接では、対面や電話で面接することにより、令和6年4月からの業務委託がスムーズに行われています。

また、市、学校及び関係機関等と適宜連携を取りながら、引継業務により引継いだ内容

を踏まえた育成支援が行われており、民間活力の導入後においても大きな支障なく運営が図られています。

次に、学童保育所利用者アンケート（令和6年度）結果では、今年度からの学童保育所の運営委託に際し、「昨年度と比較して支障を感じることがありますか。」との問いに対し、回答者のうち「そう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」が62%でありました。また、「事業者への引き継ぎはしっかりされていると思いますか。」との問いに対し、回答者のうち「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」が94.4%でありました。アンケート結果から、多くの方が昨年度と比較して運営に支障はなく、引継ぎはしっかりされていると感じていることが見て取れました。

これらを踏まえれば、引継業務は適切に行われ、民間活力導入後の円滑な運営に効果をもたらしたものと考えています。

4 利用者満足度からの振り返り

利用者満足度からの振り返りについては、学童保育所利用者アンケート（令和6年度）結果から振り返りを行いました。

アンケートにおいて、「学童保育所を利用して満足していますか。」との問いに対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」との回答の割合が99%。また、「お子様は学童保育所に楽しく通えていると思いますか。」との問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」との回答の割合が97.1%ありました。これらのことから、初年度ながらも、多くの利用者の方に、民間活力を導入した学童保育所における育成支援に満足いただいている状況であると考えております。

なお、アンケート結果については、委託事業者に提供し、学童保育所の運営における質の向上につなげていきます。

別紙 1

放課後児童支援員の国基準の資格要件

- ①保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- ②社会福祉士の資格を有する者
- ③学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ④教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- ⑤学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑨高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- ⑩五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

学童保育所利用者アンケート（令和6年度）集計結果
アンケート配布数・回収数・回収率

別紙2

	配布数	回収数	回収率
第三小学校区（中央第一・第二学童保育所）	120	65	54.2%
神宝小学校区（神宝学童保育所）	55	37	67.3%
合計	175	102	58.3%

・令和6年4月より業務委託を導入した中央第一・第二学童保育所、神宝学童保育所において、令和6年10月に在籍する児童の保護者に対して、令和6年10月にアンケートを行いました。

・集計した数字の割合（％）は、少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで示しています。そのため、各選択肢の割合（％）をすべて合計しても、四捨五入の関係で100％にならないことがあります。

・複数回答があった場合は、各選択肢の割合（％）を合計すると100％を超えることがあります。

Q1. 学童保育所を利用して満足していますか。

		0：無回答	1：満足している	2：どちらかといえば満足している	3：どちらかといえば満足していない	4：満足していない
第三小学校区 （中央第一・第二学童保育所）	件数	0	46	18	1	0
	割合	0.0%	70.8%	27.7%	1.5%	0.0%
神宝小学校区 （神宝学童保育所）	件数	0	21	16	0	0
	割合	0.0%	56.8%	43.2%	0.0%	0.0%
合計	件数	0	67	34	1	0
	割合	0.0%	65.7%	33.3%	1.0%	0.0%

Q2. お子様は学童保育所楽しく通えていると思いますか。

		0：無回答	1：そう思う	2：どちらかといえばそう思う	3：どちらかといえばそう思わない	4：そう思わない
第三小学校区 （中央第一・第二学童保育所）	件数	0	36	26	1	2
	割合	0.0%	55.4%	40.0%	1.5%	3.1%
神宝小学校区 （神宝学童保育所）	件数	0	21	16	0	0
	割合	0.0%	56.8%	43.2%	0.0%	0.0%
合計	件数	0	57	42	1	2
	割合	0.0%	55.9%	41.2%	1.0%	2.0%

Q3. 学童保育所での遊びや行事等は工夫されていると思いますか。

		0：無回答	1：そう思う	2：どちらかといえばそう思う	3：どちらかといえばそう思わない	4：そう思わない
第三小学校区 （中央第一・第二学童保育所）	件数	0	49	15	1	0
	割合	0.0%	75.4%	23.1%	1.5%	0.0%
神宝小学校区 （神宝学童保育所）	件数	0	21	14	2	0
	割合	0.0%	56.8%	37.8%	5.4%	0.0%
合計	件数	0	70	29	3	0
	割合	0.0%	68.6%	28.4%	2.9%	0.0%

Q4. お子様のことなどについて、職員に相談したり、きがねなくお話ができていますか。

		0：無回答	1：そう思う	2：どちらかといえばそう思う	3：どちらかといえばそう思わない	4：そう思わない
第三小学校区 （中央第一・第二学童保育所）	件数	0	25	31	8	1
	割合	0.0%	38.5%	47.7%	12.3%	1.5%
神宝小学校区 （神宝学童保育所）	件数	0	19	15	3	0
	割合	0.0%	51.4%	40.5%	8.1%	0.0%
合計	件数	0	44	46	11	1
	割合	0.0%	43.1%	45.1%	10.8%	1.0%

Q5. 学童保育所の育成環境は安全面・衛生面を含め、適切に運営されていると思いますか。

		0：無回答	1：そう思う	2：どちらかといえばそう思う	3：どちらかといえばそう思わない	4：そう思わない
第三小学校区 （中央第一・第二学童保育所）	件数	0	32	29	3	1
	割合	0.0%	49.2%	44.6%	4.6%	1.5%
神宝小学校区 （神宝学童保育所）	件数	0	21	14	0	2
	割合	0.0%	56.8%	37.8%	0.0%	5.4%
合計	件数	0	53	43	3	3
	割合	0.0%	52.0%	42.2%	2.9%	2.9%

Q 6. 今年度から学童保育所の運営を委託していますが、昨年度と比較して支障を感じることがありますか。

		0：無回答	1：そう思う	2：どちらかといえばそう思う	3：どちらかといえばそう思わない	4：そう思わない
第三小学校区 (中央第一・第二学童保育所)	件数	20	6	8	5	26
	割合	30.8%	9.2%	12.3%	7.7%	40.0%
	回答者における割合		13.3%	17.8%	11.1%	57.8%
神宝小学校区 (神宝学童保育所)	件数	11	2	11	4	9
	割合	29.7%	5.4%	29.7%	10.8%	24.3%
	回答者における割合		7.7%	42.3%	15.4%	34.6%
合計	件数	31	8	19	9	35
	割合	30.4%	7.8%	18.6%	8.8%	34.3%
	回答者における割合		11.3%	26.8%	12.7%	49.3%

※昨年度利用していない方は無回答となることから、回答者における割合も示しております。

Q 7. 委託事業者への引き継ぎはしっかりとされていると思いますか。

		0：無回答	1：そう思う	2：どちらかといえばそう思う	3：どちらかといえばそう思わない	4：そう思わない
第三小学校区 (中央第一・第二学童保育所)	件数	20	14	28	1	2
	割合	30.8%	21.5%	43.1%	1.5%	3.1%
	回答者における割合		31.1%	62.2%	2.2%	4.4%
神宝小学校区 (神宝学童保育所)	件数	11	10	15	1	0
	割合	29.7%	27.0%	40.5%	2.7%	0.0%
	回答者における割合		38.5%	57.7%	3.8%	0.0%
合計	件数	31	24	43	2	2
	割合	30.4%	23.5%	42.2%	2.0%	2.0%
	回答者における割合		33.8%	60.6%	2.8%	2.8%

※昨年度利用していない方は無回答となることから、回答者における割合も示しております。

Q 8. 延長育成には満足していますか。

		0：無回答	1：満足している	2：どちらかといえば満足している	3：どちらかといえば満足していない	4：満足していない
第三小学校区 (中央第一・第二学童保育所)	件数	48	10	6	0	1
	割合	73.8%	15.4%	9.2%	0.0%	1.5%
	回答者における割合		58.8%	35.3%	0.0%	5.9%
神宝小学校区 (神宝学童保育所)	件数	28	7	2	0	0
	割合	75.7%	18.9%	5.4%	0.0%	0.0%
	回答者における割合		77.8%	22.2%	0.0%	0.0%
合計	件数	76	17	8	0	1
	割合	74.5%	16.7%	7.8%	0.0%	1.0%
	回答者における割合		65.4%	30.8%	0.0%	3.8%

※延長育成を利用していない方は無回答となることから、回答者における割合も示しております。

Q 9. 延長育成の時間は十分であると思いますか。

		0：無回答	1：そう思う	2：どちらかといえばそう思う	3：どちらかといえばそう思わない	4：そう思わない
第三小学校区 (中央第一・第二学童保育所)	件数	48	10	6	0	1
	割合	73.8%	15.4%	9.2%	0.0%	1.5%
	回答者における割合		58.8%	35.3%	0.0%	5.9%
神宝小学校区 (神宝学童保育所)	件数	28	6	2	1	0
	割合	75.7%	16.2%	5.4%	2.7%	0.0%
	回答者における割合		66.7%	22.2%	11.1%	0.0%
合計	件数	76	16	8	1	1
	割合	74.5%	15.7%	7.8%	1.0%	1.0%
	回答者における割合		61.5%	30.8%	3.8%	3.8%

※延長育成を利用していない方は無回答となることから、回答者における割合も示しております。

東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画

発	行	／	令和元年8月
改	訂	／	令和7年1月
発	行	／	東久留米市
編	集	／	東久留米市子ども家庭部児童青少年課
住	所	／	〒203-8555
			東京都東久留米市本町3-3-1
電	話	／	042-470-7777(代表)
F A X		／	042-470-7807
E-Mail		／	jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp